

#### **4. 保全等に配慮すべき地域又は対象**



#### 4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

##### 4.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象について、以下のとおり整理した。

なお、選定基準等については、「3. 事前調査結果」において、調査範囲内にその地域又は対象が確認されたものを対象として整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・Bランク：「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・Cランク：「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

A：本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
A-①	天然記念物 「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号)	学術上価値の高いものとして国、宮城県及び仙台市が指定している植物、地形・地質、保護区域であることから事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財・登録文化財 「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして、国、宮城県及び仙台市が指定している天然記念物、史跡及び建造物（有形文化財）であることから、事業の立地を回避する必要がある。

B：本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-2に示すとおりである。

表4-2(1) 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治30年 法律第29号)	治水上砂防のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和44年 法律第57号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 (平成12年 法律第57号)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

表4-2(2) 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(自然環境の保全性)		
B-④	県立自然公園 「県立自然公園条例」 (昭和34年 条例第20号)	優れた自然の風景地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-⑤	緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」 (昭和47年 宮城県条例第25号)	自然的社会的諸条件からみて、その区域の自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	保存樹木等 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成18年 仙台市条例第47号) 「杜の都の名木・古木」 (平成21年3月 仙台市建設局) 「大和町の名木古木」 (平成14年1月 大和町の名木古木を守る会) 富谷町へのヒアリング	地域の美観風致を維持するために指定されている樹木であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	埋蔵文化財包蔵地（遺跡） 「文化財保護法」 (昭和25年法律第214号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(生活環境の保全性)		
該当なし		

C：当該事業の立地にあたって留意する地域又は対象

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-3に示すとおりである。

表4-3(1) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
C-①	災害の危険箇所（地すべり危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び土石流危険区域） 「せんだいくらしのマップ」(仙台市ホームページ)	急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じる恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然環境の保全性)		
C-②	自然性の高い植生 「仙台市植生図 平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (平成22年3月 仙台市)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③	植物生育地として重要な地域 「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	宮城県レッドリストにおける調査群落 「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2013年版」(平成25年3月 宮城県)	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

表4-3(2) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(自然環境の保全性)		
C-⑤	動物生息地として重要な地域 「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)	保全上重要な動物種の生息が確認されていることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年 法律第88号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然との触れ合い性)		
C-⑦	自然的景観資源及び文化的景観資源 「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成23年3月 仙台市) 「大和町環境基礎調査業務委託報告書」 (平成15年3月 大和町) 「みやぎ・身近な景観百選」 (宮城県ホームページ) 「みやぎ伊達な観光マップ」 (2011年 みやぎ伊達な観光マップ) 「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市) 「大和町観光ガイド」(大和町ホームページ) 「富谷集遊 富谷の観光情報」 (富谷町ホームページ)	景観保全上重要な自然現象や歴史的建築物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑧	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」 (平成25年4月 仙台市) 「大和町都市計画総括図」 (平成23年9月 大和町) 「富谷町都市計画総括図」 (平成26年8月 富谷町)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
(生活環境の保全性)		
C-⑨	騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域） 「環境基本法」(平成5年 法律第91号)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑩	河川・湖沼 「宮城県河川・海岸図」 (平成25年3月 宮城県土木部河川課) 「平成21年度自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成22年3月 仙台市)	地域の動植物の生息・生育地として、また用水など生活資源としての河川・湖沼であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

#### 4.2 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定

選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域又は対象」は、表4-4(1)～(4)及び図4-1～3に示すとおりである。

配慮区分は、計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性（大規模建築物の建設）を考慮して、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

配慮区分○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-4(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）		
A-① 天然記念物		
1 「カモシカ」	×	地域の定めがなく、事業により立地を回避するものではない。また、本事業では伐採等を行わないこと、公園や河川等にも隣接してなく、隣接する樹林地は現状のままと考えられることから、特に配慮は要しない。
3 「賀茂神社のイロハモミジ」	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
4 「賀茂神社のタラヨウ」	×	
5 「賀茂神社のアラカシ」	×	
6 「かめ杉」	×	
A-② 指定文化財・登録文化財		
2 賀茂神社本殿 附 棟札2枚	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-4(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)		
B-① 砂防指定地		
1 丸田沢	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により地形・地質への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-② 急傾斜地崩壊危険区域		
2 丸山	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により地形・地質への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-③ 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)		
3 泉ヶ丘の1	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により地形・地質への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
4 泉ヶ丘の2	×	
5 丸山	×	
6 前沢	×	
B-④ 県立自然公園		
県立自然公園船形連峰	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑤ 緑地環境保全地域		
丸田沢緑地環境保全地域	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑥ 保存樹木等		
「1 七北田小学校の赤松」「2 七北田のけやき」「3 実沢のいちょう」「4 実沢のかや」「5 実沢の赤松」「6 賀茂神社のいろはもみじ」「7 賀茂神社のあらかし」「8 新谷家のしだれざくら」「9 お假屋のさくら」「10 覚照寺の血汐もみじ」「11 覚照寺の菩提樹」「12 かめ杉」「13 種まき桜」「14 ゴヨウマツ」「15 サルスベリ」「16 サイカチ」「17 メタセコイア」「18 三葉のマツ」「19 ケヤキ」「20 しだれ桜」「21 山桜」「22 山紅葉」「23 サクラ」	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑦ 埋蔵文化財包蔵地 (遺跡)		
「堂所山遺跡」「宮床山遺跡」「堂庭廃寺」など計 65 箇所	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-4(3) 保全等に配慮すべき地域又は対象

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (Cランク)		
C-① 災害の危険箇所		
地すべり危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所 土石流危険渓流及び土石流危険区域	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により地形・地質への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-② 自然性の高い植生		
「七北田川等の河川沿いや沢沿いのヨシクラス」 「点在する溜池等に見られるヒルムシロクラス」 「宮床ダム周辺の山地帯のモミーイヌブナ群集、イヌシデ ーアカシデ群落、ケヤキ群落 (IV)、ヤマハンノキ群落」 「七北田川等の河川沿いのヤナギ高木群落 (IV)、ヤナ ギ低木群落 (IV)」 「紫山地区及び高森地区の溜池沿いハンノキ群落 (IV)」	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-③ 植物生育地として重要な地域		
1 「根白石 (朴沢・実沢・福岡) 地域の里地・里山植生」	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
2 「洞雲寺のコナラ林」	×	
3 「七北田川下流域の河畔植生」	×	
4 「丸田沢緑地 (水の森公園)」	×	
5 「台原森林公園・真美沢公園の里地・里山植生」	×	
C-④ 宮城県レッドリストにおける調査群落		
1 「洞雲寺のコナラ群落」	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
2 「砂生田沢のミズバショウ群落」	×	
3 「(仮称) 丸田沢の植物群落」	×	
C-⑤ 動物生息地として重要な地域		
1 「泉ヶ岳から根白石への緑の回廊」	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
2 「七北田川 (中流域～河口)」	×	
3 「丸田沢緑地 (水の森公園)」	×	
C-⑥ 鳥獣保護区		
「仙台」(県設)	×	仙台市の市街地に一様に範囲指定されており、計画地も含まれているものの、既存文献における確認状況から計画地及び計画地付近における注目すべき動物種の分布はほとんどないものと考えられることから、特に配慮を要しない。

配慮区分○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。



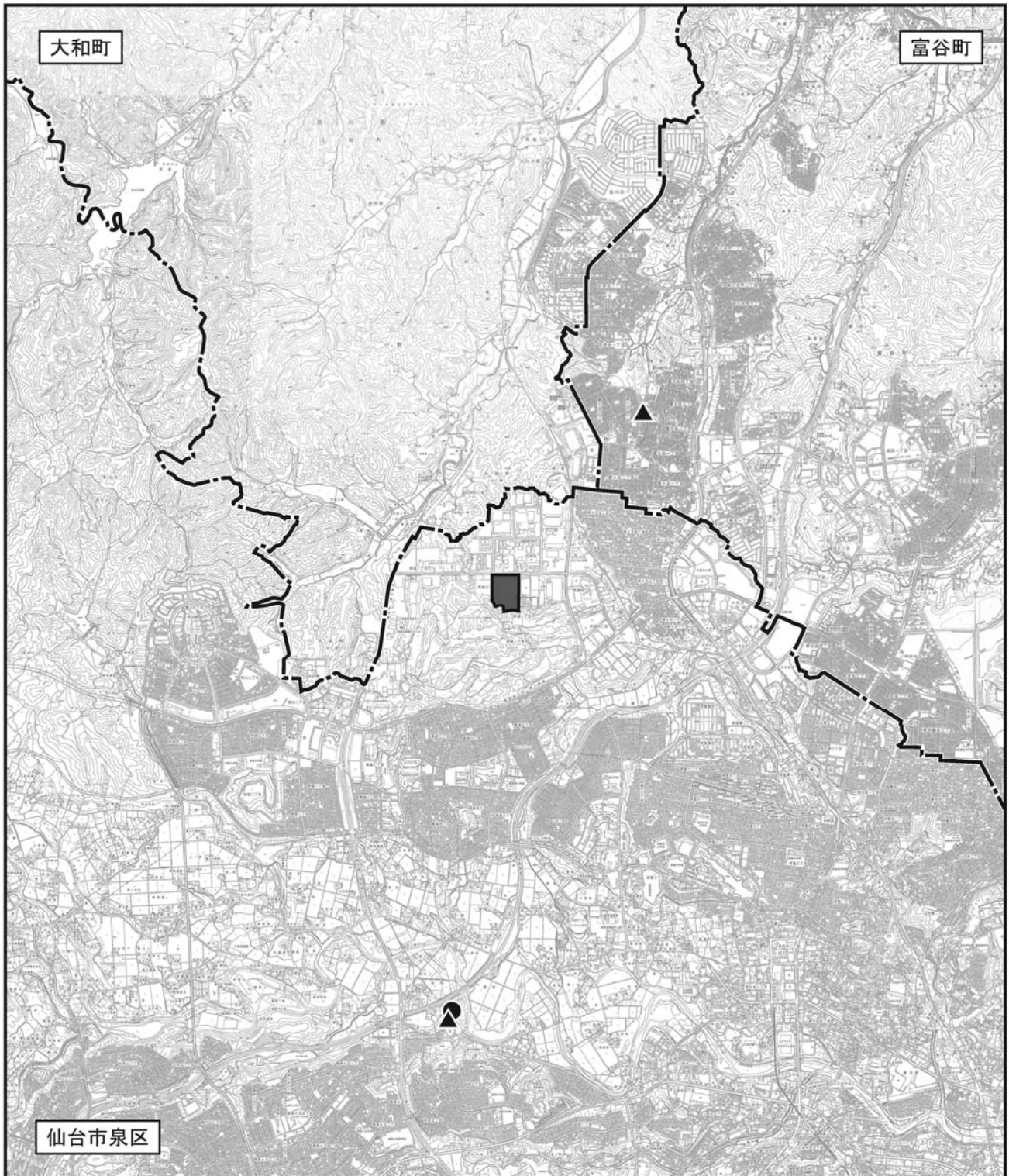
表4-4(4) 保全等に配慮すべき地域又は対象

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (Cランク)		
C-⑦ 自然的景観資源及び文化的景観資源		
「寺岡山と寺岡中央公園」「高森公園」「高森東公園」など計 18 箇所	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 500m以上離れていることから、特に配慮を要しない。
C-⑧ 自然との触れ合いの場		
「明通三丁目西公園」 「明通三丁目緑地」	△	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 500m以内であり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
「明通四丁目公園」「寺岡六丁目公園」「寺岡中央公園」など都市計画公園 41 箇所、都市計画緑地 5 箇所、都市公園 27 箇所の計 73 箇所	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑨ 騒音に係る環境基準の A 類型		
騒音に係る環境基準の A 類型(専ら住居の用に供される地域) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により騒音への影響が想定される範囲である 200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑩ 河川・湖沼		
河川：「竹林川」「明通川」「小野川」など計 17 箇所 湖沼：「銅谷溜池」「畑沢溜池」「杉原上溜池」など計 39 箇所	×	計画地からの排水は、公共下水道に排水することから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

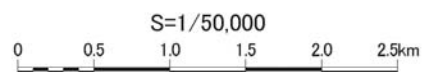


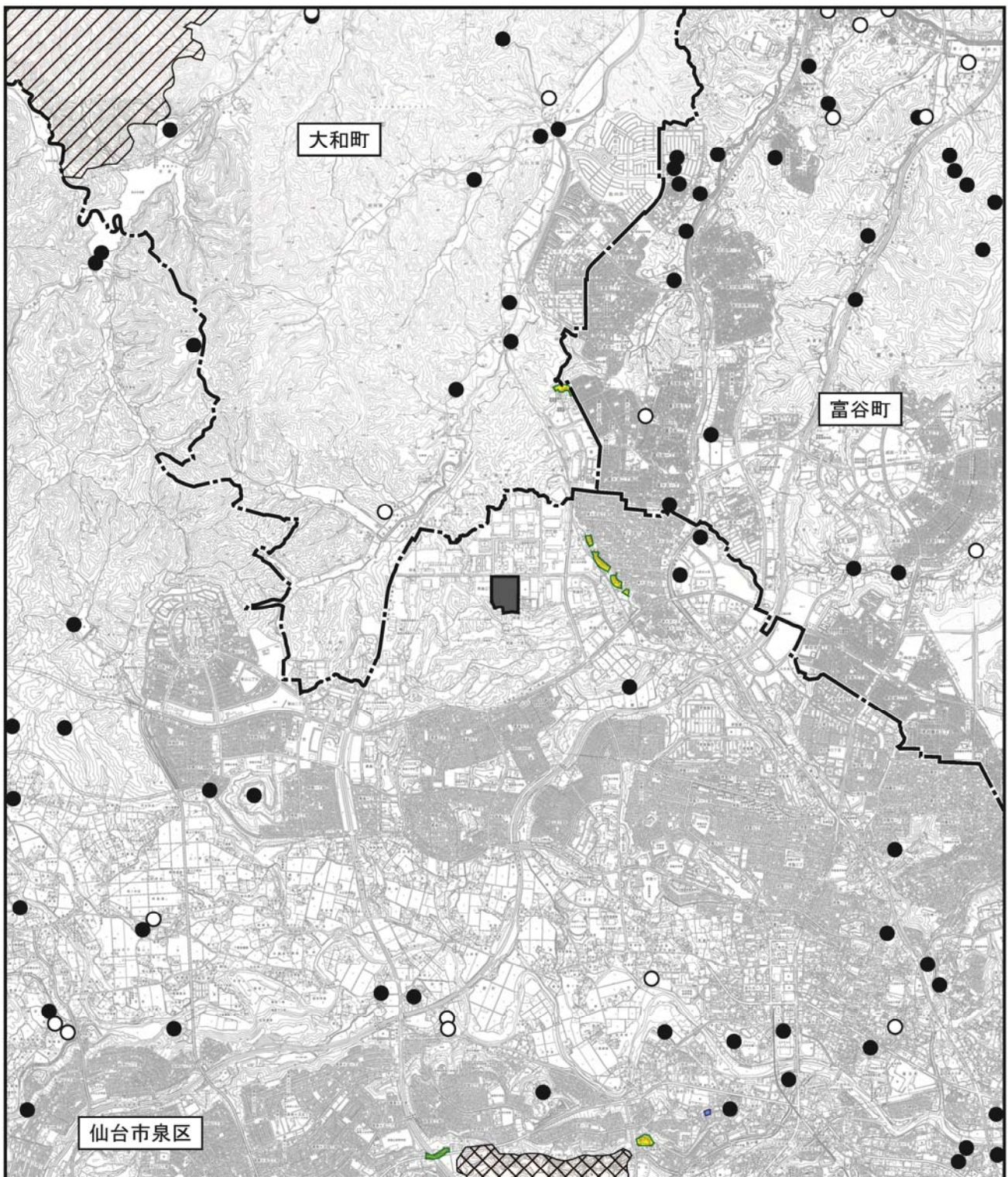
**凡 例**

- |   |   |
|---|---|
|  計画地 |  県指定文化財  |
|  市町界 |  市町指定文化財 |

※国指定特別天然記念物のカモシカは地域の定めがないため、図示しない。

図4-1  
事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象





**凡 例**










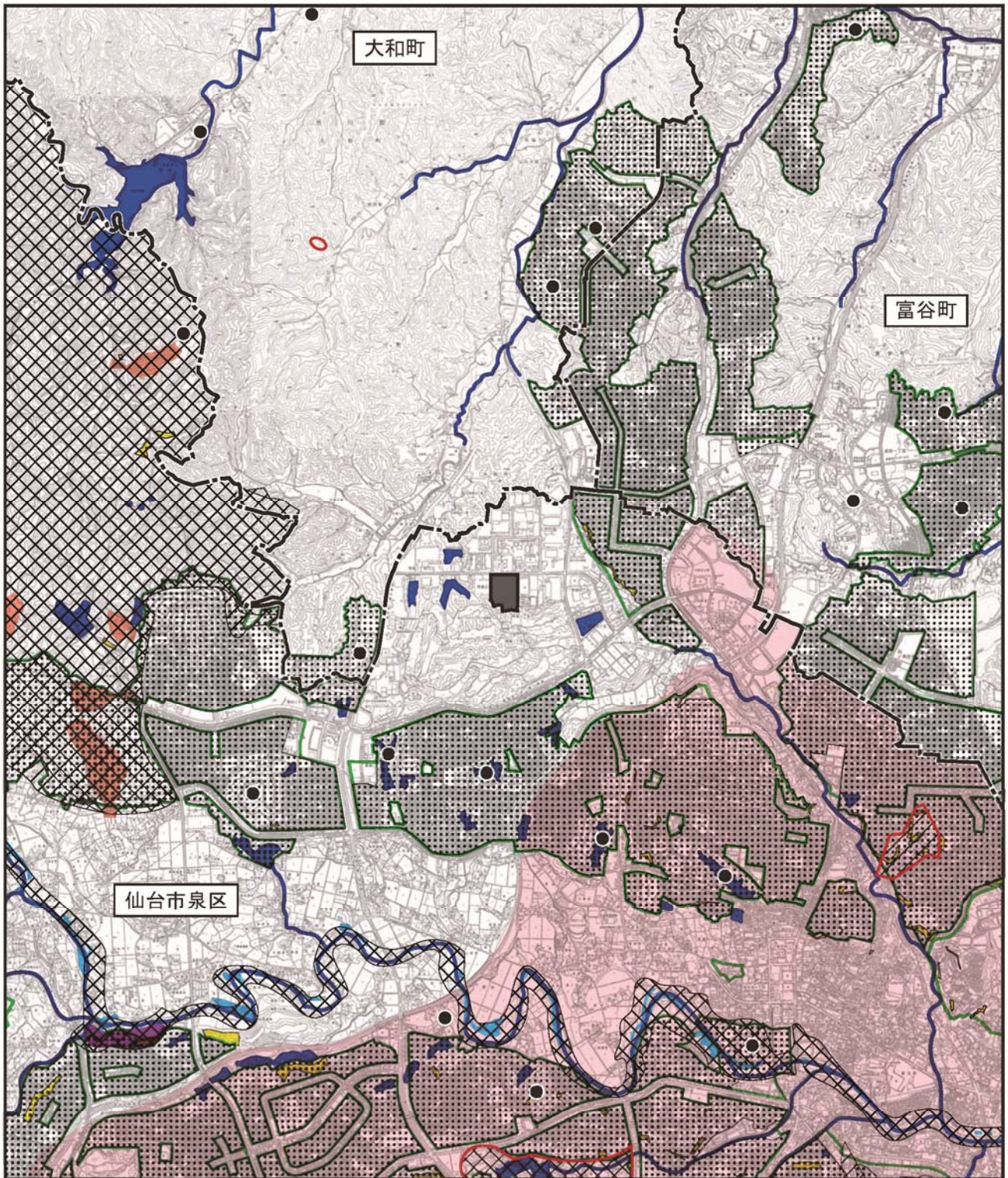
- |   |     |   |                           |   |              |
|---|-----|---|---------------------------|---|--------------|
|  | 計画地 |  | 急傾斜地崩壊危険区域                |   | 自然公園         |
|  | 市町界 |  | 砂防指定地                     |  | 保存樹木等        |
|   |     |  | 土砂災害警戒区域                  |  | 埋蔵文化財包蔵地(遺跡) |
|   |     |  | 緑地環境保全地域<br>(宮城県自然環境保全条例) |   |              |

図4-2  
事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する  
地域又は対象

S=1/50,000  
0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km

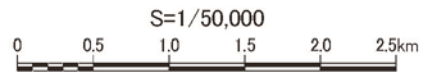


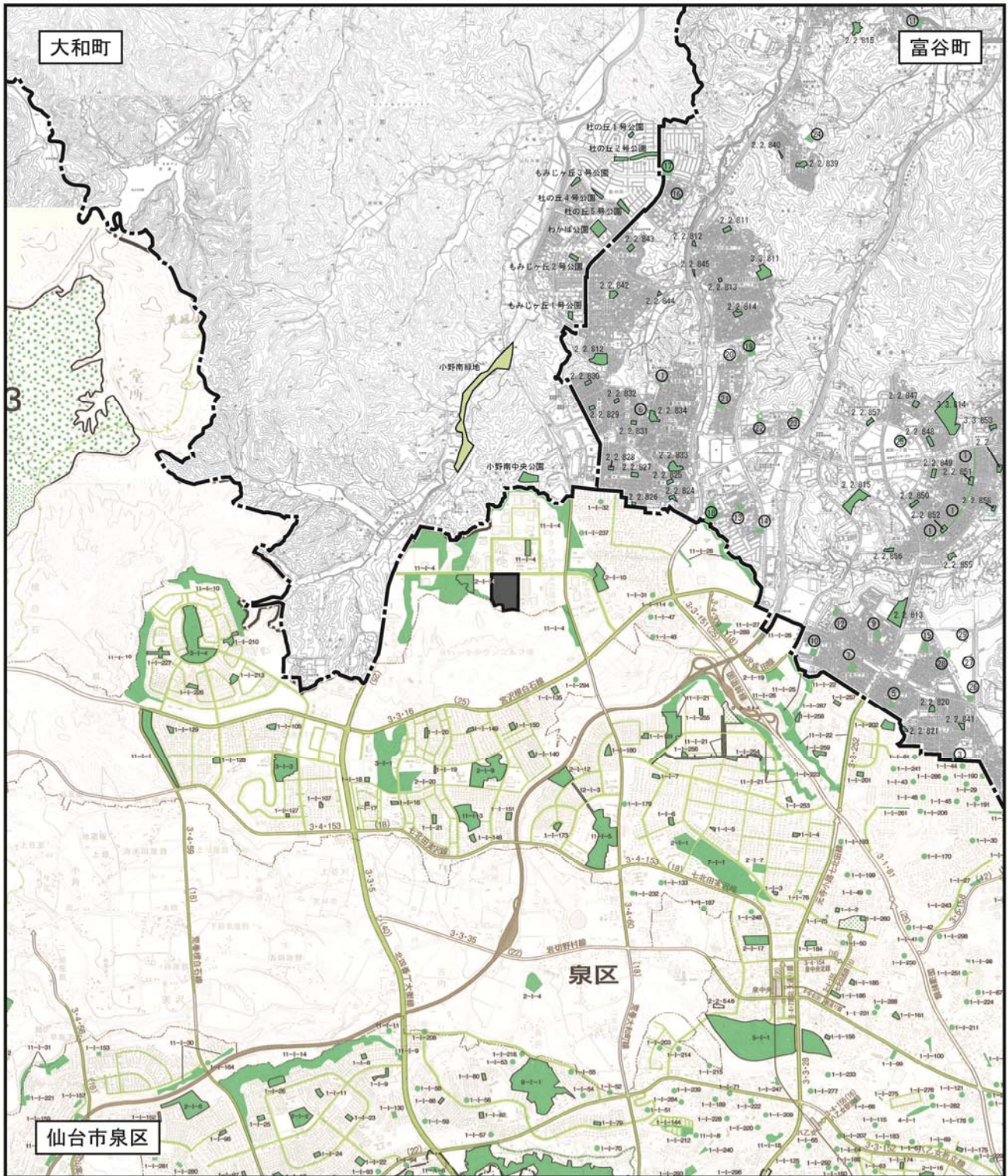


**凡例**







- |           |                  |   |
|-----------|------------------|---|
| 計画地       | 土石流危険渓流及び土石流危険区域 | 宮城県レッドリストに該当する植物群落                                |
| 市町界       | 地すべり危険箇所         | 動物生息地として重要な地域                                     |
| 自然性の高い植生  | 急傾斜地崩壊危険箇所       | 自然的景観資源及び文化的景観資源                                  |
| 鳥獣保護区     | 騒音に係る環境基準のA類型    | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 |
| 河川・湖沼・ため池 | 植物生育地として重要な地域    |   |

図4-3(1)  
事業の立地にあたって留意する地域又は対象(1)





**凡 例**

- |   |     |   |        |
|---|-----|---|--------|
|  | 計画地 |  | 都市計画公園 |
|  | 市町界 |  | 都市公園   |
|   |     |  | 都市計画緑地 |
|   |     |  | 都市計画墓園 |

出典:「富谷町都市計画総括図 平成26年8月」(富谷町)「大和町都市計画総括図 平成23年9月」(大和町)  
「仙台区公園・緑地等配置図 平成25年4月」(仙台区)

図4-3(2)  
事業の立地にあたって留意する地域又は対象(2)  
(自然との触れ合いの場)

S=1/50,000  
0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km



#### 4.3 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果

選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域又は対象」の選定結果は表4-5に、計画地との位置関係は図4-4に示すとおりである。

調査範囲には、「事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)」及び「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分○）及び間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分△）は存在しない。

また、「事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分○）は存在しないが、間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分△）として、自然との触れ合いの場に示した地域又は対象が存在する。

表4-5 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果

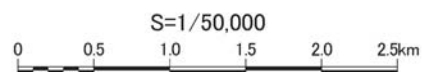
指定区分	指定地域	配慮区分
自然との触れ合いの場C-⑧	「明通三丁目西公園」 「明通三丁目緑地」	△



**凡 例**

- 計画地
- 市町界
- 自然との触れ合いの場(明通三丁目西公園)
- 自然との触れ合いの場(明通三丁目緑地)

図4-4  
保全等に配慮すべき地域又は対象と計画地との関係



#### 4.4 保全等の観点から配慮すべき事項又は環境保全の方針

事業計画の立案、環境影響評価の実施に当たって配慮すべき事項又は環境保全の方針等は、以下に示すとおりである。

##### (1) 水象

計画地周辺には、河川・湖沼等が存在するものの、計画地からの排水は、工事中及び供用後ともに公共下水道に排水することから、環境影響評価の実施に際して留意する対象はない。

##### (2) 地形・地質

計画地周辺には、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等、土地の安定性に関する指定区域は存在しないため、環境影響評価の実施に際して留意する対象はない。

##### (3) 植物

調査範囲には、自然性の高い植生や植物生育地として重要な地域が見られるものの、計画地からの距離及び事業特性並びに計画地周辺の市街化の状況を考慮すると、環境影響評価の実施に際して留意する対象はない。ただし、計画地南側には樹林地が存在しているため、事業計画立案に際しては、配慮が必要である。

##### (4) 動物

調査範囲には、動物生息地として重要な地域が見られるものの、計画地からの距離は、事業により影響が想定される範囲以上に離れている。また、既存文献における確認状況や計画地周辺の市街地の状況を考慮すると、注目すべき動物種の分布はないものと考えられる。以上のことから、環境影響評価の実施に際して留意する対象はない。

##### (5) 景観

調査範囲には、景観重点区域は存在しない。自然的景観資源及び文化的景観資源の分布はあるものの、計画地からの距離は、事業により影響が想定される範囲以上に離れていることから、環境影響評価の実施に際して留意する対象はない。一方、計画建築物の存在により、計画地周辺の眺望の変化が生じることが考えられるため、事業計画の立案に際しては、配慮が必要である。

##### (6) 自然との触れ合いの場

計画地周辺には、自然との触れ合いの場としての公園などが存在するが、本事業はこれらを改変するものではない。ただし、本事業の工事用車両や関連車両の走行による間接的な影響が考えられるため、工事計画や交通計画の立案に際しては、これらの影響を低減するよう留意する必要がある。

##### (7) 文化財

計画地周辺には、指定文化財・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は存在しないため、環境影響評価の実施に際して留意する対象はない。